

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年7月 日

広島市長

提出者

住所 広島市中区基町10番52号

氏名 地方独立行政法人広島県立病院機構

理事長 栗井 和夫

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-228-6623

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	県立二葉の里病院
事業場の所在地	広島市東区二葉の里三丁目1番36号
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	医療業
②事業の規模	病床数269床
③従業員数	約500人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<ol style="list-style-type: none"> 1. 病院内の感染性廃棄物を外来、病棟、手術室、検査室、薬剤課と各部門ごとに専用の容器を使用して保管、廃棄をおこなう。 (20L、50L、70Lのプラスチック容器) 2. 専用容器は施錠可能な感染性廃棄物倉庫に運搬後、保管管理を行う。 3. 運搬委託業者が週2～3回収を行い委託先にて保管管理を行う。 4. 運搬委託業者が最終処分業者へ運搬し、最終処分業者が保管、処分を行う。 5. 最終処分時(焼却処理時)に発生する熱エネルギーを利用して有機肥料製造を実施している。

別紙4

(産業廃棄物処理法-特管理産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（令和6年度）実績量
 計画：今年度（令和7年度）計画量

単位：トン／年

単位：トン／年

特別管理産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
感染性産業廃棄物	53	53									53	53	53	53						
廃PCB等																				
PCB汚染物																				
PCB処理物																				
指定下水汚泥																				
鉱さい																				
廃石綿等																				
燃え殻																				
ばいじん																				
廃油（金属を含むもの）																				
汚泥（金属を含むもの）																				
廃酸（金属を含むもの）																				
廃アルカリ（金属を含むもの）																				
合計	53	53	0	0	0	0	0	0	0	0	53	53	53	53	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)

- 1.各部署で感染系廃棄物を専用容器に入れ一時保管。
 - 2.病院内の清掃員が各部署から容器を定期的に回収し、鍵付き倉庫に保管。
 - 3.廃棄委託業者が定期的に当院より回収、運搬をおこなう。
 - 4.廃棄業者が最終処分場へ運搬し、最終処分業者が処分を実施する。
- ※一連の流れはJWネットの電子マニフェストにて管理をおこなう。

2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき、適正な分別仕分けを行うことで、排出量の削減に努めるよう職員に周知している。
②計画 (今後実施する予定の取組)	同上

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

<p>①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>【種類】 感染性廃棄物 【分別に関する取組】 「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき、適正な分別仕分けを行うことで、排出量の削減に努めるよう職員に周知している。</p>
<p>②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>同上</p>

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>—</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>—</p>

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>—</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>—</p>

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	—
②計画 (今後実施する予定の取組)	—

7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	同上

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	53 t
②今後実施する予定の取組等	